

令和5年5月8日

保護者 様

静岡県立沼津工業高等学校

校長 望月 保宏

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。さて、令和5年4月28日に文部科学省より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」が出されました。

このことに伴い、本校では、5月8日以降の出席停止の取り扱い等の変更点及び感染症対策について、下記のとおりとしますので、御承知ください。

記

1 出席停止の取り扱いについて

(1)生徒が新型コロナウイルスへの感染により学校を休む場合について

ア 出席停止となります。感染が確認された生徒は学校への連絡をお願いします。

5/8日からは停止期間が変更になります。

見直し前	見直し後
発症した翌日から7日間かつ 症状軽快後 24 時間	発症した翌日から5日間かつ 症状が軽快した後1日を経過するまで

※無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで

イ 症状が改善し、登校する初日に新型コロナウイルス経過報告書(学校 HP よりダウンロード)を学校に提出してください。

ウ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクの着用を推奨します。

(2)生徒が、発熱や咽頭痛、咳等の症状により学校を休む場合について

欠席となります。普段と違う症状がある場合には無理をせず、自宅で休養してください。病院を受診することをお勧めします。

(3)濃厚接触者の扱いについて

生徒と同居している家族が新型コロナウイルスに感染していても、生徒本人に症状がなければ登校できます。

(4)ワクチン副反応で学校を休む場合について

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応で学校を休む場合には、欠席となります。

※ 感染が蔓延している時期については、新型コロナウイルス感染症の罹患が診断されていない場合でも感染拡大防止のために登校しないことをお願いすることがあります。この場合には出席停止となります。

2 学校での基本的な感染症対策について

感染症対策は「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「体の抵抗力を高める」の3点が基本であり、以下の取り組みを行います。

(1)感染源を絶つ

ア 健康観察

登校前に検温等の健康観察をしてから登校するよう指導し、登校後に健康状態を確認します。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理をせず、自宅で休養してください。

(2)感染経路を絶つ

ア 手洗いなどの手指衛生の徹底

外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんによる丁寧な手洗いをこまめに行うことや、タオルやハンカチ等は共有しないことを指導します。

イ マスクの取り扱いや咳エチケット

(ア) 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、咳やくしゃみをする際は咳エチケットを徹底するよう指導します。

(イ) 感染不安によりマスクの着用を希望する生徒には、適切に配慮していきます。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すこともありますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることはありません。

(3)体の抵抗力を高める

生徒は免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事など、規則正しい生活習慣を心がけるよう指導します。

3 家庭での感染症対策等のお願い

(1) 基本的な感染防止対策（「登校前の健康観察」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」、「規則正しい生活習慣の徹底」等）の継続をお願いします。

(2) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導してください。

(3) 感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであること、また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう生徒と話し合ってくださいようお願いします。

担 当 保健主事 原 智之
養護教諭 山本沙織
電話番号 055-931-0343